

朝霞市こども計画（案）【概要版】

（基本理念）

このまちで 育ってよかった 育ててよかった
子育て・子育てを地域で応援するまち あさか

1 計画策定の趣旨

本市では、平成27(2015)年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」と子育て支援施策を総合的に推進するための「朝霞市次世代育成支援行動計画」を包含した平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までの5年間を計画期間とする「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。その後令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間とする、「朝霞市こども貧困対策計画」を包含した「第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

こうした背景がある中、国では、ますます深刻化する少子化に伴う労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念等、こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、「こども基本法」を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

本市では、「こども基本法」に基づき、本市の「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を「朝霞市こども計画」と名称変更し、新たに「朝霞市子ども・若者計画」を包含することにしました。こども計画は、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものと「こども大綱」にて指針が示されています。

この「朝霞市こども計画」は、「第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画」の理念や施策を引き継ぎながら、より効果的な施策を展開するために策定します。

2 こども施策を巡る国の動き

(1) こども基本法について

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本として、令和4(2022)年6月に成立し、令和5(2023)年4月に施行されました。こども施策は6つの基本理念をもとに行われます。

(2) こども家庭庁について

こども家庭庁は、こども基本法の施行とともに、令和5（2023）年4月に発足しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」を実現するために、こどもの視点に立って意見を聞き、こどもにとっての一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るこども政策について取り組みます。

(3) こども大綱について

令和5（2023）年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

(4) こども未来戦略について

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5（2023）年12月に「こども未来戦略」が策定されました。

3 計画の性格と位置づけ

○この計画は、「こども基本法」第10条に基づいて策定しています。第2期計画まで継承してきた、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画（第5章）」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画（第4章）」、子どもの貧困対策の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画（第4章）」、また、新たに子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画（第4章）」を含むものとして、本市の子ども・子育て施策を幅広く検討するものです。

○子どもの貧困対策計画は、「次世代育成支援行動計画（第4章）」の基本方針

2-1 「こども・若者が生きる力を育むことができるように」

3-1 「ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供するために」

3-2 「様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するために」

3-3 「子育て家庭が住み続けたくなるまちにするために」

に包含しています。

○子ども・若者計画は、「次世代育成支援行動計画（第4章）」の基本方針

1-1 「こども・若者が心身ともに健やかに成長できるように」

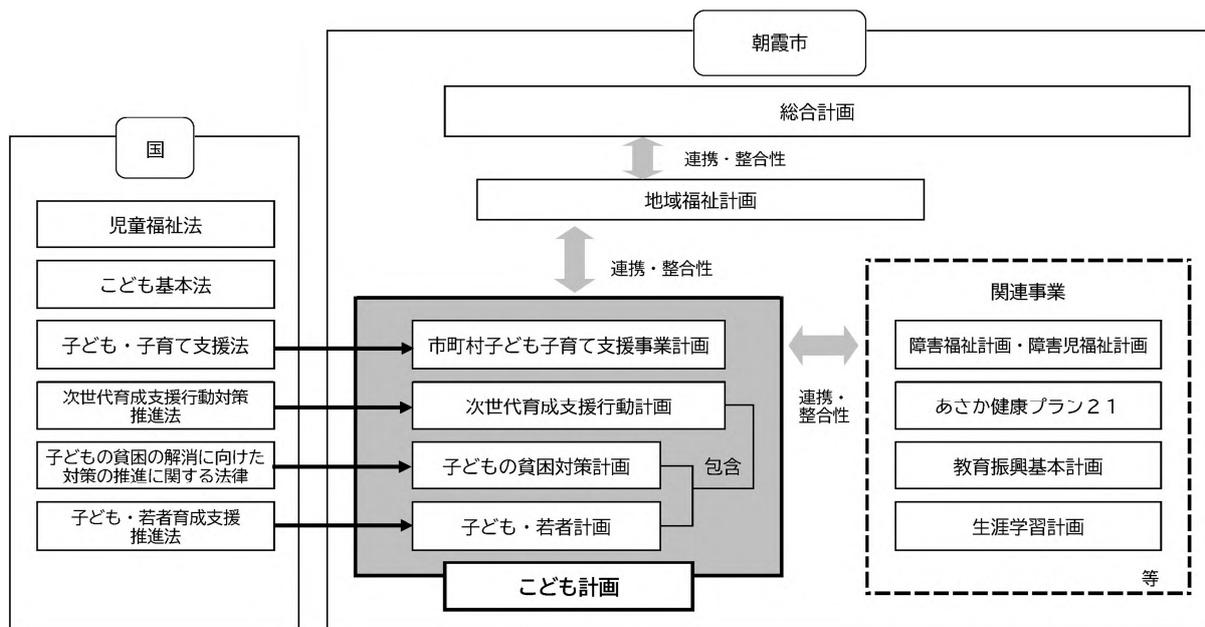
1-2 「こども・若者の権利や意見が尊重されるために」

2-1 「こども・若者が生きる力を育むことができるように」

に包含しています。

○この計画は、本市の最上位計画である「朝霞市総合計画」の分野別計画に位置付け、上位計画である「朝霞市地域福祉計画」、その他の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定したものです。

○この計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めます。



※上記は子ども計画を中心として記した図です。

4 計画期間

この計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年を計画の期間とし、今後の制度改正といった国の動向等により、計画期間内においても必要に応じて見直しを行います。

H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
朝霞市子ども・子育て支援事業														
					第2期朝霞市子ども・子育て支援事業									
										朝霞市子ども計画 (本計画)				

5 計画の対象

この計画の対象は、出生前から乳幼児期を初め、子ども（0歳からおおむね18歳まで）及び若者（おおむね15歳からおおむね30歳まで）とその保護者等とします。ただし、一部の施策については、年齢を拡大して対象としているものもあります。

6 現状と課題

(1) こども・若者が健やかに育つための支援

こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、「こども基本法」が施行され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものとされました。こども自身が本来持っている権利（1.生きる権利、2.育つ権利、3.守られる権利、4.参加する権利）である「こどもの権利条約」の考え方を施策を行う際の基本としていく必要があります。

(2) 子育て家庭への経済的支援

アンケート調査結果によると、小学生・中学生がいる子育て家庭のうち、5.0%程度の家庭が経済的困難を抱えている可能性があることがわかりました。また、生活困難度に関わらず「経済的支援」を求める声は各調査で多く寄せられています。また、将来の教育費を「まったく準備できていない」割合が、生活困難層は全体と比較しても高く、世代を超えて貧困が連鎖する恐れもあります。保護者への支援・啓発もそうですが、こども自身にも将来かかるお金やそれに対する支援制度等を周知していく必要があります。

(3) こども・若者の居場所整備

こどもヒアリングでは、多くの小学生・中学生・高校生から「ボール遊びができる場所がほしい」「気軽に運動できる場所がほしい」「中学生以降遊べる場所が少ない」等、遊び場や居場所に関する意見が多数寄せられました。また、落ち着いた学習環境が「生活困難層」には整っていないことが多く、こどもヒアリングでも児童館等への要望で「学習/自習スペースの確保」があがっていたことも踏まえ、市として取り組みを検討する必要があります。

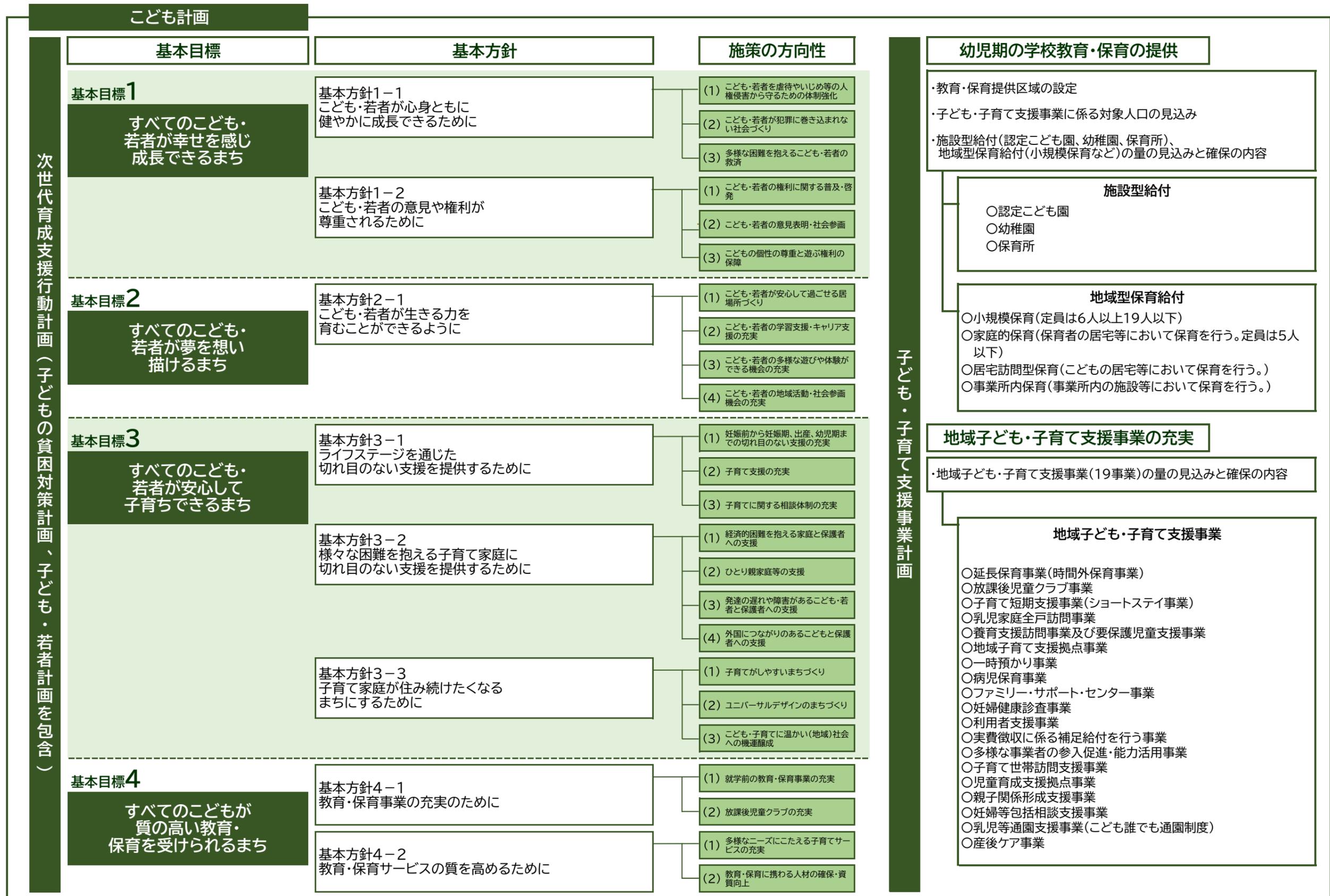
(4) 成長段階に応じた切れ目のない支援

子育てについての悩みを抱える割合は、小学生・中学生保護者ともに前回調査よりも高くなっています。また、各種支援事業はコロナ禍の影響もあり、「あさか子育てガイドブック」以外のすべての事業で認知度が下がっています。特に相談先が「いない/ない」と回答している割合は、こどもの年齢によって割合が異なるため、年齢に応じた適切な支援が必要です。また、生活困難層ほど「こどもの通う学校の先生」に相談する割合が高くなっており、学校側の過度な負担にならないようにしつつもセーフティネット機能を強化することが求められます。

(5) 共働き・共育での支援

アンケート調査結果によると、就学前児童の母親のフルタイム就労割合が前回調査から10ポイントほど増加し、最も多くなっています。また、就学前保護者は両親ともにフルタイムで就労している割合が高いこともあって、「仕事との両立」や「自分の時間がない・忙しい」ことに負担感を感じる人が多いです。「子育てで悩んでいること、気になること」でも「仕事や自分のやりたいことが十分できない」が増えています。教育・保育事業の充実のほか、就労を要件としない預かりサービスの充実が求められます。

7 こども計画の施策体系



次世代育成支援行動計画(子どもの貧困対策計画、子ども・若者計画を包含)

子ども・子育て支援事業計画

8 重点方針の設定

計画期間の5年間（令和7年度～令和11年度）において、こども計画の8つの基本方針のうち、次の3つの方針について力を入れて取り組んでいくこととします。

基本方針1-1 こども・若者が心身ともに健やかに成長できるように

こどもは、未来へつながっていく存在です。SDGsの観点からこどもの権利条約をみると、17のゴールの中でもすべてのこどもが差別なく、飢餓や貧困のない平和な社会で健康に育ち、社会保障を受け、質の高い教育を受けていくことがこどもの人権を保障していくことにつながり、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として掲げられています。

本市においても児童虐待通報件数は高止まりの傾向が見受けられ、国や埼玉県においても同様の傾向が見受けられる中、令和7年度には本市内に「埼玉県朝霞児童相談所」の設置や、児童相談と母子保健のさらなる連携のため「朝霞市こども家庭センター」を設置するなど、あらゆる種類の虐待や搾取などの防止のため、関係機関等とこれまで以上に連携を図っていくことが求められています。

また、社会情勢の変化によるこどもを取り巻く犯罪等の増加、さらには、不登校やヤングケアラーなど顕在化している課題などからこどもを守っていく取組を充実させていくことを目指します。

基本方針2-1 こども・若者が生きる力を育むことができるように

かつて、地域にはこどもから大人になる過程で、必要な知識や技術を習得するための地域行事や催しがありました。しかし、現在では地域のつながりの希薄化とともに地域全体でこどもが成長し大人になっていくための取組が少なくなっています。また、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、こども・若者が自己肯定感や生きる力を育むことができる居場所づくりを進めていくことが求められています。

安心できる居場所、信頼できる大人との出会い、学びの機会、様々な体験等を提供し、「このまちで 育ってよかった」と実感してもらえるまちを目指します。

基本方針3-1 ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供する

子育てを取り巻く環境は、厳しさを増しています。こどもが生まれたら誰にでも母性・父性のすべてが備わっているのではなく、こどもとの関わりの中で、親としての自覚が生まれ、役割を学びながら親自身もこどもと共に成長していきます。また、核家族化や晩婚化が進み、少子化した現代社会では、自分が親になるまでは育児の方法を知らなかったり、子育ての仲間との出会いや、親としての自覚や役割を準備する機会が、家庭でも地域でも少なくなっています。とりわけ、妊娠中から出産後の早い時期には、育児の不安感や孤立感を感じやすく、こどもの虐待防止の観点からも、地域における親支援が求められています。

子育て家庭を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくり、「このまちで 育ってよかった」と実感してもらえるまちを目指します。